

1

「課徴金制度を導入した改正景品表示法」 について

1. 課徴金制度の概要

景品表示法は平成26年に2回改正されています。この2回の改正のポイントは以下のとおりです。

〈1回目の改正〉……施行日は平成26年12月1日

- ① 事業者が表示等の管理体制を確立するために景品類の提供及び表示について管理上の措置を講じることの義務付け
- ② 都道府県知事に措置命令権限を付与する等行政の監視指導体制の強化

〈2回目の改正〉……施行日は平成28年4月1日

- 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、
- ① 不当表示を行った事業者に対する経済的制裁として課徴金制度の導入
 - ② 被害回復を促進する観点から自主返金による課徴金の減額等の措置を講じる

このうち、課徴金制度の概要は平成27年4月発行のFairWind 90号に掲載してお知らせしていますが、会員の皆様に課徴金制度について認識を新たにさせていただくために再度その骨子をご紹介しますので業務の参考にしてください。

1	対象行為	優良誤認表示と有利誤認表示（「不実証広告規制」については、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合は、当該表示を不当表示と推定する。）
2	課徴金算定基準	不当表示の対象となる商品又は役務の売上額の100分の3
3	対象期間	課徴金対象行為を行った期間（課徴金対象行為をやめた日から6か月を経過する日（同日前に、違反行為者が是正措置を採ったときは、その日）までの間に違反行為者が課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間。当該期間が3年を超えるときは、当該期間の末日から遡って3年間。）
4	主観的要素	違反行為者が、違反行為であることを知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金賦課の対象から除外する。

5	規模基準	「2」で算定した金額が150万円未満の場合には課徴金の納付を命ずることができない。 (個々の商品又は役務で5,000万円以上の売上げのあるものが課徴金の対象となる。)
6	課徴金の減額	違反行為を自主申告した者に対して、課徴金額の2分の1を減額する。なお、減額の結果、課徴金額が150万円未満となっても、課徴金は賦課される。
7	賦課手続	措置命令の事前手続きと同様に違反行為を行った事業者に対する手続保障として弁明の機会を付与する。
8	除斥期間	違反行為がなくなった日から5年を経過したときは、課徴金の納付を命じることができない。
9	被害回復	違反行為者が、 ① 返金額等を個別に特定できる返金対象者に対する返金措置の実施に関する計画を作成して認定を受け、 ② この計画に沿って返金を実施し、 ③ 返金措置の実施期間経過後1週間以内に報告をしたとき は、返金相当額を課徴金額から減額し、返金相当額が課徴金額以上の場合、課徴金の納付を命じない。

2. 課徴金制度について

(1) 課徴金の納付命令は、消費者庁長官にだけ与えられた権限であり、法律上は、改正景品表示法の第8条において、「……、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。」とされており、裁量権のない義務規定です。

また、都道府県知事には措置命令権限が付与されていますが、都道府県知事には課徴金の納付命令を行う権限がなく、都道府県知事が措置命令を行った事案について課徴金の納付を命じるかどうかは、消費者庁が、課徴金対象行為を行った事業者が「相当の注意を怠った者でないと認められるか否か」を判断した上で決めることとされています。

(2) 次に、「相当の注意を怠ったものでないと認められるか否か」については、消費者庁がガイドラインを公表しており、

- ・当該事業者が課徴金対象行為に係る表示をする際に、当該表示の根拠となる情報を確認するなど、
- ・正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたか否か

により、個別事案ごとに判断されることになっています。

また、判断に当たっての勘案事情として以下の事項が挙げられています。

- ・ 当該事業者の①業態や②規模
- ・ ③課徴金対象行為に係る商品又は役務の内容
- ・ ④課徴金対象行為に係る表示内容
- ・ ⑤課徴金対象行為の態様 等

なお、消費者庁は、この「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められる」と考えられるものについて5つの想定例を公表していますが、この想定例の1つとして旅行業界に関連する以下のような想定例がありますので参考にしてください。

- 旅行業者が、
 - (i) 募集型企画旅行（パッケツアー）を、自ら運営する複数の店舗において一般消費者に提供するに当たり、
 - (ii) 当該旅行について、店舗に設置したパンフレットにおいて、「豪華 松坂牛のすき焼きを食す旅」等と記載することにより、あたかも、当該旅行の行程中に提供される料理（すき焼き）が松坂牛を使用したものであるかのように示す表示をしていた。
- 実際には、松坂牛ではない外国産の牛肉を使用したすき焼きが提供されていた。
- 当該事案において、旅行業者が、
 - ・ 上記表示をする際に、当該旅行の行程における宿泊先であるホテルで提供されるすき焼きの食材について、ホテル運営事業者との間で当該旅行の宿泊客に対して松坂牛を使用したすき焼きを提供することを合意し、当該ホテル運営事業者を通じて松坂牛を納入する事業者から松坂牛の納入に関する証明書の提出を受けて確認していたところ、
 - ・ 当該ホテル運営事業者の従業員からの申告を契機として、実際には、当該ホテル運営事業者の独断ですき焼きに松坂牛以外の外国産の牛肉を使用したすき焼きが提供されていたことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合